

第5章

現代タンザニア土地政策の構図

——「慣習的」土地権と国土利用計画——

池野 旬

課題の設定

タンザニアでは1999年に新たに土地にかかわる2本の法律が制定され、現在の土地法制の基盤となっている。その1本目の法律である「1999年土地法」(以下、土地法)では、タンザニア全土は大統領を管財人(trustee)とする公有地(public land)であると規定されており、公有地は、①村落地(各村落が管理する土地)、②保護地(国立公園、森林保護区、海洋公園など)、③一般地(都市部など、①②以外の土地)の3種類に下位区分されている(Fimbo 2004, 20; McAuslan 2013, 98-99)。面積で見ると、村落地が国土の70%、保護地が28%、一般地が2%を占める(NLUPC 2013a, xvi)。村落地は、約1万1000の村落の管理運営下であり、各村落の村境内にある村落地は、①慣用地(customary land——村落民などがすでに占有・利用している土地)⁽¹⁾、②村落共同地(communal village land——学校や診療所などの公共施設用地や共同利用地)、③他用地(other land——村落が割当可能な予備地)の3つに下位区分される。1999年の土地にかかわる2本目の法律である「1999年村落土地法」(以下、村落土地法)⁽²⁾では、慣用地に分類された地片ごとに占有・利用する個人・集団の土地権が認定されて、それを証明する地券証書が適切に発行されることになっている。このような土地法令整備によって、タンザニアは慣習法を尊

重して、国民の既存の土地権を重視した土地法改革を行っている国であると、国際的にみなされている (Alden Wily 2013, 14; Fitzpatrick 2005, 465; Knight 2010, 151-211)。

その国際評価にもかかわらず、タンザニアでは他のアフリカ諸国に比して決して少なくはないランドグラブ (land grabbing), すなわち「2000年代後半から顕著になった国際的な大規模土地収奪」(池上 2016, 325) が発生している。2017年1月12日にアクセスしたデータベース (Land Matrix) では、主として2000年以降に発生したランドグラブは全世界で2388件報告されており、このうちサブ・サハラ・アフリカ (島嶼部を含む) 分は976件であった。サブ・サハラ・アフリカの36カ国で報告されており、最も件数が多かったのはモザンビークの134件、次いでエチオピアの118件、タンザニアは第3位の67件であった。このような土地収奪で広大な土地を入手している主体は、国内外の民間企業であると認識されている (Havnevik and Haaland 2011; Land Matrix; Locher and Sulle 2014) が、それとは別途に、たとえば筆者の調査地である北部タンザニアの都市近郊では、祖先から相続してきた農地が外部者に売却されて瀟洒な宅地へと変貌するような、個人間の小規模な土地売買も顕著に認められるようになってきている。この小規模な土地売買も国際的な大規模土地収奪と相似して貧困者から富裕者への土地移転とみなせる事例が多く、土地市場が活性化されていると手放して好意的な評価を下すことは危険ですらある。

大規模なランドグラブや小規模な土地移転の発生という現状に接すれば、タンザニアでは慣習法を尊重した土地法制が整備され、そのもとで社会経済的に脆弱な国民の土地権が保護されているといった一般的な認識に、疑義が生じる。疑問点は、複数存在する。第1に、現行の土地法制は本当に慣習法を尊重した法令整備であるのかという疑問点である。第2に、慣習法を尊重しているか否かにかかわらず、現行の土地法制を遵守すれば望ましくない土地移転を防げるのかという疑問点である。そして、第1、第2の疑問点は、はたしてタンザニアの土地政策の主眼は国民の土地権を保証することにあるのかという第3の疑問点につながる。本論文は、これらの3つの疑問点を検

討していくことを課題としている。

検討するにあたって留意すべきことは、タンザニアに限らずいずれの国においても、土地政策とは、土地所有にかかわる法令整備を1本の柱とすれば、土地利用にかかわる国土開発をもう1本の柱としていることである。1990年代以降にアフリカ諸国で土地法の修正・整備が必要となった一因は、土地に対する人口圧のさらなる高まりであり、土地不足、過剰利用、生態環境悪化等の問題が深刻化したことである。つまり、土地に対する権利を強化したり抹消したりするだけでは問題の解決とはならず、そのような新たな土地権の設定を持続可能とするような、土地利用の構想が必要となる。逆もまた真であり、持続的な国土利用を達成するために、それを支える土地権の設定が必要となる。一国の土地政策として、土地所有にかかわる施策である法令整備だけではなく、土地利用にかかわる施策も必要であり、土地法制と国土利用計画が土地政策の両輪となっているといっても過言ではあるまい。

アフリカの土地政策に関する現行の議論は、あまりにも土地所有にかかわる側面のみを注目しすぎているのではなかろうか。タンザニアも例外ではなく、国際的に注目されているのは土地所有をめぐる施策である。しかしながら、それらはせいぜい土地法制の改革であり、土地所有状況に即座に実質的な変更を加えるような土地改革ではない (Fimbo 2004, 1; Pedersen 2010, 5)。一方、タンザニアの土地政策のうち、土地利用にかかわる施策は等閑視されてきたように思われる。そのような施策を欠いてきたわけではなく、着々と整備されてきている。むしろ、国際的な関心とは裏腹に、土地利用の施策がタンザニアの土地政策の根幹を担いつつあるようにすら見受けられる。

まさに、上述した3つの疑問点は、単に土地所有のみならず、土地利用の側面も含めた土地政策全体に対する設問として検討されるべきであろう。このように考え、以下の本文では、第1節で土地法制に関する論点を取り扱い、第2節で土地利用に関する論点を取り扱いたい。このような考察を通じて本論文では、ランドクラブや小規模な土地移転に伴う土地問題が発生する一因として土地政策自身が位置づけられることを明らかにしていきたい。

第1節 慣習的な土地権認定のレトリック

1. 村落土地法の政策的含意

村落土地法では、村落の行政を担っている村落評議会（village council/*halmashauri ya kijiji*——英語名/スワヒリ語名。以下でも、必要に応じてスワヒリ語を斜字体で付記していく）に村境内の土地の管理運営の権限を認めている。中央政府によって村境が画定された村落は、中央政府の土地長官（Commissioner of Lands/*Kamishna wa Ardhi*）から、村落の所在地や面積等を明記した村落地証明書（Certificate of Village Land/*Cheti cha Ardhi ya Kijiji*）が発給される。この証明書の1ページ目には、村落評議会が遵守すべき事項が7項目列記されている⁽³⁾。その1番目に、「評議会は、土地が所在している地域で適用されている慣習法に従って、村落地を運営すること」と記されており、まさに村落土地法が慣習法を重視している証左のような文言となっている。しかしながら、以下で述べるような検討すべき論点が潜んでいる。

まずは、村落土地法で頻出する、慣用地（customary land）の意味内容である。タンザニアでは、農村社会主義化をめざすウジャマー村建設のために1970年代（1970年1月1日～1977年12月31日）に強制的な集村化（villagization）が行われたが、その折に、既存の土地占有・利用が容認されず、村落政府による土地の再分配が往々にして発生した。安（1999）によれば、北部タンザニアのアルーシャ州ババティ県ゴロワ郡ボンガ郷ボンガ村では1974年に集村化が行われたが、それまでは「ボンガ村一帯では、入植に際してゴロワの首長と行政組織に対し開墾定住について申請し、許可を受ける手続きが必要であった。いったん土地が占有されると、通常その処分や譲渡の問題について首長や行政組織が細かく介入することは少なかった」が、1974年の集村化によって「この時期ボンガ村に住んでいた世帯のうち約8割が、何らかの形で保有地の一部あるいは全部を取用されて、代替地が与えられ」（安 1999, 39-

40) た。さらに同村では、「77年に、小規模ではあるが2度目の家屋の移動と土地収用が行われ…(中略)…公共施設建設のために再度、立ち退きを命じられたのである。しかしこの時、評議会(引用者注:村落評議会のこと)は代替地を用意することができないまま、住民を追い出す形で土地を収用した。従って立ち退きを余儀なくされた彼らは、自力で代替地を探す他はなかった」(安 1999, 40) ののである。タンザニア全域で発生していた、このような事態を前提として、村落土地法は集村化の折に村落政府が行った土地再分配を正当なものとして認定し、当該地にそれ以前に存在した権利・義務は消滅すると、明記している(同法2条, 15条)。換言すれば、ウジャマー政策期に村落政府による再分配の対象となった土地も、その対象とならずに既存の利用者が占有・利用を続けた土地も、村落土地法では等しく慣用地という範疇にまとめられているのである。実際に1970年代の土地再分配とそれ以前の慣習法に基づく土地権の主張とがどれほど競合し土地紛争が発生してきたのかを示すデータを持ち合わせていないが、少なくともタンザニアの土地法改革が慣習法を重んじていると評価するには留保がいることは明らかであろう⁽⁴⁾。

上記のような慣用地の占有者・利用者に対して、村落土地法では慣用占有権(customary right of occupancy)⁽⁵⁾なる土地権を認定することになっている。村落土地法の発効以降に、同法に基づいて村落評議会が他用地から新たに土地を割り当てた場合にも、当該地は他用地から慣用地へと土地区分が変更され、割り当てられた人物は慣用占有権を認められる。そして、慣用占有権の保持者には、いずれ慣用占有権証書(certificate of customary right of occupancy/*hati ya hakimiliki ya kimila*)という地券証書が発行されて、慣用占有権は証拠文書を伴う土地権となることが想定されている。文書で土地権を保証しようとするこの措置によって、地券証書の保持者に土地権が一元化・固定化されることが容易に想定され、種々の地域的・時代的な差異を含みながらも多分に重層的な土地権の存在を前提としている慣習法と、慣用占有権証書の発行とは相容れない可能性がある。土地権の明確化による土地権の保証をめざす村落土地法に対して、慣習法によって個人の権利があいまいであるからこそ

土地売却が発生しにくく、村落民の土地権が実質的に保証されてきたという反論も十分にあり得よう (Pedersen 2012, 269-270)。

村落土地法について、もう1点注意を喚起しておきたいことは、本節の冒頭で触れたように、村落に土地の管理運用の権限が付託されていることである。この点があまり疑問視されないことは、筆者にはむしろ不思議である。タンザニア国内各地の種々の慣習法では、必ずしも村落が土地管理運営の主体となってきたわけではない。クラン、リネージ、拡大家族といった血縁集団が土地管理運営の機能を担っていることがむしろ一般的であり、このような血縁集団の空間的広がりや村落の枠組とは必ずしも合致しておらず、複数の村落域にまたがって機能する1つの血縁集団が存在したり、また1村落のなかに複数の血縁集団が併存していたりする。両者が組み合わさって、複数の村落にまたがって機能する血縁集団が、1村落内に複数存在することも、タンザニアでは例外的なことではない。

村落土地法の含意は、土地問題にかかわる日常業務を、中央から県へ、さらには村落へと地方分権化していき、地域の慣行と意向を反映しやすい制度設計を行うように装いながら、じつは末端行政組織である村落(評議会)へ血縁集団から土地運営の権限を委譲させることにあるともみなせる。同種の試みがなされたのは、集村化によってウジャマー村建設がめざされた1970年代である。ウジャマー村構想においては、土地の割当権も含めて村落政府に種々の権限を集中しようとしており、一見すると地方分権化の進展がめざされているようにみえるが、じつは中央政府の指揮命令系統の国内全域への浸透をめざす試みであったとの評価も少なくない(吉田1997, 209-210)。その論拠の1つは、土地管理運営の権限を付託される村落がこの時期に再編されていることである。「1975年村落・ウジャマー村法」(Villages and Ujamaa Villages (Registration, Designation and Administration) Act, 1975)によって、村落は従来の平均的な規模を上回る最低250世帯をもって構成するように命じられた(同法4条1項)。そのために、集村化作戦により新開地に移住させられた250世帯以上で新たに村落が開設されたり、移住させられなかった場合にも既存の

居住地で数カ村が合併して250世帯を上回る規模の新たな村落が結成されたり、村落は地域社会の意見の代弁者というよりも中央政府の指揮命令系統下にある行政村という性格を強めている。ウジャマー村政策の失敗を受けて、1982年に新たな「地方行政組織法」(Local Government (District Authorities) Act, No.7 of 1982) が制定されるが、村落を「占有権の配分主体とする方針は変わらず」(吉田1999, 16) 維持された。

さらにその後も、村落の行政村的な性格は強められる。1970年代の村落政府の役職者はいずれも村落民から選出されており⁽⁶⁾、村落民による自治という側面もあったが、現行の制度では村落行政のNo.2ともいえる村落行政官(Village Executive Officer/*Afisa Mtendaji wa Kijiji*) は、県が任命する地方公務員として役職を務めており、ときには隣接村に居住して当該村の村落民ではないこともある。国際社会の要請にも応じる形で、種々の分野での地方分権化を政策課題として推進してきたタンザニア政府であるが、村落行政官の存在は、中央政府の指揮命令系統を国内各地に行き渡らせる方策を工夫してきたともみせる。あたかも1970年代の政策が継承・発展されているようにみえるが、1992年に複数政党制を導入したにもかかわらず、タンザニアでは現在に至るまで、1970年代にウジャマー村政策を担った革命党(Revolutionary Party/*Chama cha Mapinduzi*) が政権を担い続けていることとおそらく無縁ではあるまい⁽⁷⁾。

以上の考察をふまれば、村落土地法は慣習法を尊重したという国際的な評価はかなり疑問視すべきである。同法によってタンザニア政府は、1970年代の村落政府の土地割当を正当化することで土地権を確定して土地紛争の沈静化をはかり、さらに村落による土地管理運営を再確認していくことになろう。もちろん、これがタンザニア政府の編み出した土地権問題に対する解決策であり、慣習法を遵守していないとしても、それをもって非難されるべきではない。

2. 慣用占有権証書の事例

慣用占有権の認定には、対象となる地片の境界画定・測量といった土地裁定 (adjudication) 作業が、土地登記 (registration) 作業に先立って必要となる。タンザニアにおける現行の土地裁定の方法は、2種類ある。第1の方法は、村落の一定地域内の複数の地片の占有権を同時に認定する、村落裁定あるいは体系的な裁定 (village or systematic adjudication) と称される方法である。このような体系的な土地裁定の実施について村落内での合意が得られていない場合には、第2の方法として、特定の個別の地片に対する任意の土地裁定 (spot or sporadic adjudication) が可能である (NLUPC 2013b, 13)。田中 (2016, 287-288) によれば、タンザニア北東部のキリマンジャロ州モシ農村県の県土地局は「2012年、3年間のパイロット事業として、モシ市郊外の3村落を対象に土地測量を実施し、村人に土地所有証明書 (引用者注：慣用占有権証書) を発行した。また、2025年までに161村落の土地測量と土地権の確定を行う計画を立てている」という。これはまさに体系的な土地裁定の事例であり、EUや世界銀行等の外部資金を得て、かなりの県で同種の計画が実施されている (Pedersen 2010)。

一方、以下で紹介する慣用占有権証書は、上記の第2の方法である任意の土地裁定によって慣用占有権が確定された事例である。村落土地法には村外者による土地取得を規制する条項が並べられており、一見すると村落民の土地権が保証されているとの印象を与える。しかしながら、日常的な生計費や多額な教育費あるいは緊急の医療費の捻出等のために村落民が土地の売却を希望した場合に、村落評議会や他の村落民が資金的な支援をなし得ないのであれば、村外者に対する売却希望を却下することは困難であろう。実態として、貧しい村落民から富裕な村外者へと土地移転が進行していくことになる。

土地移転の進行を直接的に示す資料ではないが、2012年人口センサスによれば、資産として土地を有する世帯はタンザニア全体 (島嶼部のザンジバル


を含む)で70.4%であり、その内訳は農村世帯の85.9%、都市世帯の41.2%であった(Tanzania 2014, 39)。すなわち、すでに国全体で1/3の世帯が土地無し世帯であり、農村部においても7世帯に1世帯が土地無しである一方で、都市世帯の4割が土地を保有していたのである。

さて、閲覧させてもらった慣用占有権証書は表裏2ページで構成されており、図5-1には原典の本紙1ページ目とその翻訳を示した(ただし、個人名、県名、村落名等は、匿名化してある)。この証書は、A郵便局に私書箱Bを有するC村において、H村区(sub-village/*kitongoji*—村落の下部行政単位)に所在する土地50.02エーカーに対して、村外に居住している個人であるD.E.に、2014年7月1日より無期限で慣用占有権を認めることを証明する文書である。以下では、この事例から指摘できる、いくつかの興味深い論点を紹介していきたい。

第1に、上部の証書番号が空欄であり、また本文中の発行月日(2014年とは記入されている)も空欄であることから、この証書は有効となっていないことである。この証書は、村落土地法25条の規定に基づいて作成されており、同条1項には、「慣用占有権の譲与にかかわる契約が締結された場合には、村落評議会は締結から90日以内に、23条に規定されている条項を承認している申請者に対して、慣用占有権証書と称される地券証書を発行することで、慣用占有権を譲与しなければならない」と記されている。そして、図5-1の文書には、「2014年7月1日より無期限で慣用占有権を付与する」と記されており、同日から遡って90日以内にこの文書が作成されたものと思われる。証書の下方に記されている任意の土地裁定データの作成は県土地局職員が担当しており、当該証書の申請者が正規の手続きを踏んで申請していることは、県、村落ともに認知しているはずである。それにもかかわらず、本章を執筆している2017年7月時点でも証書は完成されていない。それに対して、この申請の承認作業は遅滞しているが土地権はすでに有効であるとD.E.は判断して、当該地に植林をはじめている。証書が完成していないことから、慣用占有権の条件として毎年課せられている2万5000タンザニア・シリングを、

図5-1 慣用占有権証書 (本紙1ページ目)

(原典)



**Namba ya Hati
Ya Hakimiliki....**

JAMHURI YA MUUNGANO WA TANZANIA

**SHERIA YA ARDHI YA VIJUJI, 1999
(No. 5 ya 1999)**

HATI YA HAKIMILIKI YA KIMILA
(CHINI YA FUNGU LA 25)

Leo tarehe mwaka 2014 Hii ni kutibitishwa kwamba Hakimabauri ya Kijiji cha S.L.P. mwenye kama "Mkazi" hakimiliki ya kimila (inaywa "hakimiliki?") ina ya ardhi ifyoifanawika katika Jukwaa (huma, edari itakuwa "redfi") kwa kimwafi kichoko na Kilimo sana tarabho 01 mwezi JULAI mwaka 2014 kwa mawiduri na mafisi hali ya Sheria ya Ardhi ya Vijiji na Vijiji na kwa kuzingatia vipengele vyake na kamooi zozote zinazotungwa chini ya sheria hiyo au sheria mibadala au maredebalizo yake na kwa mujibu wa makatiri yafuatayo:

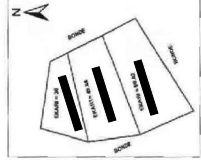
- i) Mikazi analipa kodi ya mwaka ya TSH 25,000/= kabla ya tarehe 30 ya mwezi JUNI kila mwaka.
- ii) Ardhi inatumika kwa ajili ya **KULIMO NA WAKAZI**
- iii) Mikazi mwasojibika kuhifadhi mazingira (ardhi na maji)
- iv) Mikazi unahakikisha kwamba mipaka ya ardhi inaindwa na kutumzwa na idumu kwia baya kwa ajili chote cha hakimiliki.
- v) Mikazi anashughulua kuhifadhi haki za njia zilizoayo.
- vi) Uhabibishi wa hakimiliki kwa mtu mteye au ikamwfi choteote cha watu ambao kwa kawaida si wakazi wa kijiji hazina ulimulimwe na Hakimabauri ya Kijiji.

JEDWALI
(Mawazo kamili ya eneo na mipaka yake)

Archi hii imeyo mza. Iyayo anawia wa akari 98 Iliko katika Kunguzi cha kama jina zimeyo oneshwa hapo chini:


ID	MASH	KASK
P1	609	2
P2	609	2
P3	609	2
P4	609	2
P5	609	2
P6	609	2
P7	609	2
P8	609	2

Majariri anapotekana mao vionemeshwa katika mchero / ramani hapo chini.



(出所) 筆者作成。

(翻訳版)



タンザニア連合共和国

慣用占有権証書
(第25条に準拠)

村落地 書式No.21

1999年村落土地法 (1999年第5号法案)

慣用占有権証書
(第25条に準拠)

A 郵便私書箱番号 B の C 村評議会は、D、E. [引用者注：個人氏名が記載されている] (以下、「住民」(と言及する)) に対して、地図に記載されている土地 (以下、「土地」(と言及する)) に関して、2014年7月01日より無期限で [引用者注：下原典に太字で記載]、村落土地法が5月に関連する法報およびその修正法に基づき、下記の条件を課して、慣用占有権を付与することを、本日、2014年 月 日に証明する。

- i) 住民は、毎年6月30日までに年額として25,000シリングを納付すること
- ii) 土地は、農地と宅地として使用されること
- iii) 住民は、環境 (土地と水) の保全に努めること
- iv) 住民は、占有権が存在することの証拠として土地の境界を明示できるような努めること
- v) 住民は、通行権を尊重し保護すること
- vi) 日常的に村落に居住していない個人あるいは集団の占有権の存在は、村落評議会承認されること

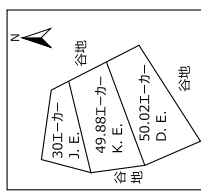
表
(土地の面積と境界の説明)

XFFFF/GGG/XX

[引用者注：慣用占有権証書番号と地目による] 当該土地は、下記の通りであり、H 村内に所在する 50T-1-1の土地である。

ID	土地	面積
P1	50XAX22	74XAX25
P2	50XAX04	76XAX62
P3	50XAX35	74XAX54
P4	50XAX35	74XAX54
P5	50XAX03	74XAX23
P6	50XAX34	74XAX15
P7	50XAX09	74XAX70
P8	50XAX17	74XAX33

[引用者注：土地の面積と境界、他の標識、他の村の境界とあるが、いかなる関係系の名も不明] 右図に隣接する地図を示す



D.E. は2014～2016年に一度も支払っていないという。

第2に、申請者であるD.E. は、村落評議会が譲与し得る上限をはるかに越える面積を入手しようとしていると推定されることである。図5-1の下方の表にはD.E. が入手しようとしている土地50.02エーカーの位置を示す標識（コンクリート製で、ビーコンと称される）の座標が示され、また地図には周辺の土地権者の氏名と面積が記されている。D.E. の土地は三方を谷地に囲まれ、北をK.E. の土地49.88エーカーと接しており、さらにその北方にはJ.E. の土地30エーカーがある。K.E. はD.E. の配偶者であり、J.E. は成年に達した娘である。D.E. は、自らの申請時にK.E. とJ.E. 名義の土地取得も同時に申請している。実質的にはD.E. が近隣の49.88エーカーと30エーカーの土地もあわせて土地権を獲得しようとしているといえよう。村落ごとに条例で占有地面積の上限を決めてよいことになっているが、C村の上限についての情報を入手し得なかったものの、合計130エーカーの土地の取得は上限を超えていると推定される⁽⁸⁾。世帯という単位でなく、個人という単位で土地権を確定していくのであれば、この事例のような事態が容易に発生することになる。

第3に、C村の村落民でないD.E. が容易に慣用占有権を申請し得たことである。D.E. の配偶者のK.E. も、娘のJ.E. もC村に係累はない。D.E. は、C村の隣村に居住する知人から、C村H村区の土地を売りがっている人物がいるという情報を入手して、購入するに至ったそうである。たとえば投資目的で土地を入手することを意図している村外者が土地取得申請を行っても、村落土地法は有効な歯止めにならないであろう。むしろ、村落土地法に基づく慣用占有権の確定は、村外者への土地移転を促進する役割を果たしているともいえる。県土地局職員が正規の測量を行い、村落評議会が慣用占有権を認定することで、土地権の保証を得ることができるために、土地を取得しようとする村外者は慣用占有権証書の発行を積極的に求める。一方、村落民が従前の占有地を利用し続けるかぎり、慣用占有権を認定されても特段の変化を伴わず、自ら費用負担して慣用占有権証書を入手する誘因は乏しい。政府の構想では、体系的な土地裁定を経て慣用占有権証書を取得する場合に

は、証書の申請者は諸費用合計2750タンザニア・シリング（2013年8月時点の為替レートで約171円）を支払うことになっており、またそれとは別途に、村落が定める年額の土地使用料（annual land rent）を支払わねばならない（上記の事例では、少なくとも村外者に対しては2万5000シリング）（NLUPC 2013b, 63）。土地裁定の方法が任意の土地裁定の場合には、単独で行う土地測量の費用等の個人負担額がさらにかさみ、村落民が慣用占有権証書の申請を希望するとは想像しがたい⁹⁾。上記の事例では、慣用占有権証書の発行に伴う諸経費を土地購入希望者である D.E. が負担したそうである。

第2節 国土利用の構想

1. 土地利用計画の配置

タンザニアの1999年の土地法令整備が国際的に注目を集めているが、土地行政を管轄する土地・住宅・居住地開発省（Ministry of Land, Housing and Human Settlements Developments）の傘下にあつて、深く土地行政にかかわっている国家土地利用計画策定委員会（National Land Use Planning Commission/*Tume ya Taiifa ya Mipango ya Matumizi ya Ardhi*——以下、国土委）なる政府機関の存在は、あまり話題にされることはない。国土委は1984年に設置されたものの、地方行政との連携が不備であったことも一因して実効的な活動を行えずにきた（NLUPC 2006, 32-33）が、2007年に新たに発布された「土地利用計画策定法」（Land Use Planning Act, No.6 of 2007）によって活動が活性化されている。そして、国土委は2013年に、『国家土地利用基本計画 2013~2033年』（NLUPC 2013a）（以下、国土計画あるいは国土計画書）という長期開発計画を公表している。

国土委は、国土を数地区に分割して管理する広域行政組織、州行政組織、県行政組織、村落行政組織に対して、なかでも土地利用計画の中心的な担い

手である県評議会 (District Council/*Halmashauri ya Wilaya*) と村落評議会に対して、土地利用計画策定の指針を与え、土地利用計画策定に必要な基礎調査や測量に関する専門的な技能について指導する業務を担っている。土地利用計画策定の指針として、県に対しては2006年に『タンザニアにおける県土地利用基本計画の作成の指針』(NLUPC 2006) (以下、県土計画指針あるいは県土計画指針書) なる冊子を準備し、また村落に対しては1998年に『タンザニアにおける参加型村落土地利用管理のための指針』(NLUPC 1998。別途、スワヒリ語版もあり) を作成し、2013年にその英語版第2版である『タンザニアにおける参加型村落土地利用計画作成、運営ならびに管理のための指針』(NLUPC 2013b。同時期のスワヒリ版は第4版。以下、村地計画指針あるいは村地計画指針書) を作成している。

つまりは、村落、県と積み上げ方式で国全体の土地利用計画が策定されているわけではなく、まずもって国全体の利用計画の概要が存在して、県、村落にその分担を求めるという構図になっている。地域ごとに固有な慣習法を生かした土地法制、換言すれば地方分権的な土地問題の解決という国際的な認識に合致しない、中央集権的な土地利用計画の策定と指導がなされているのである。以下では、国家、県、村落の土地利用計画に関連する上記の3点の文書の内容を瞥見^{べっけん}して、タンザニア政府の土地利用に関する企図を推察してみたい。

まずは、国全体を対象とした土地利用についてである。国土計画書の主眼は、国土の総合的な開発指針を示すことにある。農業、畜産、森林保全、野生動物保護、鉱物資源採掘等々の分野の開発を担当する政府省庁がそれぞれに独自の開発方針を策定すると、土地利用をめぐる相互に競合することは明らかであり、それらを調整して総合的な土地利用政策を策定する必要があるとの判断に基づいて、国土計画書が作成されている。国土計画書の第3表には、2002年から2012年の10年間で国土の利用はどのように変化したのかが示されており、また同書の第6表では現行の土地利用(2012年)が計画最終年の2033年にはどのように変化するのかが構想されている。同書の第3表と

第6表の2012年の土地利用状況は同一であるべきであるが、計算ミスもあり、また分類項目が相違することも一因となって、両者は一致していない。また、分類項目が完全に一対一で対応しているわけではなく、分類の境界線にずれが存在している。このような齟齬を勘案しながら、同書の第3表と第6表のおおよそ対応する分類項目を並べてみると、表5-1のようになる。表5-1では、A欄に国土計画書第6表の2033年に予想されている分類項目名、面積、構成比、原典の備考を記載し、次いでB欄に同表の2012年時点の分類項目名、面積、構成比を記載し、同様にC欄とD欄には同書第3表の2012年と2002年の分類項目名、面積、構成比を配列した。表5-1に引用した数値はそもそも概数であり、多少の相違は誤差の範囲内とみなせば、対応する項目の面積ならびに構成比には大きな変化がないように見受けられる。すなわち、農耕、牧畜、生態環境保全等の各分野を担当する省庁間の調整は至難の業であるために、国土委は2033年まで土地利用区分に大きな変化を与えず、現状維持を基本方針としたとも読みとれるのである。

しかしながら、表5-1のA欄の2番目の項目である「大規模な商業的農耕・牧場地域」（2033年の構成比18.7%）は、原典の備考欄に「大きな変化なし：増大する需要を相殺する集約化と土地資源の適正利用」と記載されているが、B欄の2012年時点の土地利用区分は「人口希薄な村落居住地、農耕および放牧地域」（同21.0%）であり、C欄でも「人口希薄な居住地および農耕地域」（2012年、同18.3%）、D欄でも「人口希薄な村落居住地、農耕および鉱山地域」（2002年、同21.0%）となっている。面積こそ大きな変化はないが、内実は大きく異なっているのではないだろうか。人口希薄な居住・農耕・牧畜・鉱山地域に、大規模な商業的農耕・牧場地域を開発していこうとしているように読みとることが可能である。この土地利用区分と土地法での3区分（村落地、保護地、一般地）との対応は明らかではないが、「人口希薄な居住・農耕・牧畜・鉱山地域」は、村落地に含まれると考えるのが妥当であろう。すなわち、いずれかの村落評議会が管理運営を付託されている土地で、大規模な商業的農耕・牧場を展開することが想定されていることになる。その場

合に、土地は村落地にとどまり、村落評議会が管理運営を続けるのか、あるいは村落地から一般地に土地区分の変更がなされ、村落評議会から県評議会や中央政府に管理運営が移行されるのかは定かではなく、また大規模な商業的農耕・牧場の展開の担い手は誰であるのかについて、国土委の計画案には言及はまったくない。

次いで、表5-1のA欄4番目の「地域社会による牧場地域」と7番目の「地域社会による保全地域」とは、地域社会が活動の主体となることが期待されており、両地域を合わせると18.8%となり、A欄1番目の「農耕・放牧・居住の集約化地域」17.5%を上回る。これら2つの土地利用区分に該当する土地は村落地にとどまり、単独か複数の村落評議会が土地の運営管理に当たるものと推定される。そのような土地利用区分を国家が大枠として想定している地域については、当該地が所在する県ならびに村落はそのことを勘案して自らの土地利用計画を作成しなければならない。そのために、国土委は、上述した県土計画指針書ならびに村地計画指針書を通じて、自らの意向を貫徹し得るような土地利用計画の策定を県ならびに村落に要請していくことになる。

このうち、県土計画指針書では、県土計画作成の目的として、地域社会の関心と中央政府の開発の優先順位とをとり結ぶことが謳われている。そして同書では、県土計画を作成することで、遊牧民の放牧地、水源地、大規模な保全計画、灌漑計画、再入植計画、インフラや社会経済施設の提供など、単独の村落評議会の行政範囲と能力を超えて数カ村にかかわるような課題に、県評議会が対応することが意図されている（NLUPC 2006, v）。県土計画指針書には、県土計画を策定する10点の意義が記載されているが、重要な論点は以下のとおりである（NLUPC 2006, 2-7）。

まず、県内の公有地の下位区分の決定である。すでに触れたように、タンザニア全土が公有地と看做されており、それは村落地、保護地、一般地の3つに下位区分されるが、各県内に存在する公有地の下位区分への振り分けとその境界は、県土計画で決定される。県行政の各分野の担当者は、この土地

表5-1 タンザニア全土

国土計画書 第6表での比較				
A) 2033年(予定) 土地利用区分 Land Use Type	km ²	(%)	原典の備考欄	B) 2012年(現行) 土地利用区分
農耕・放牧・居住の集約化地域 Areas for intensification of crop cultivation, grazing and settlement	165,605.0	17.5		都市居住地, 農耕および 放牧地域 Urban settle- ments, agricul- ture and grazing
大規模な商業的農耕・牧場地域 Areas for large scale commercial crop cultivation and ranching	176,747.0	18.7	大きな変化なし:増大する需要を相殺する集約化と土地資源の適正利用	人口希薄な 村落居住地, 農耕および 放牧地域 Scattered village settlements, agriculture and grazing
沿岸部の居住および生態的諸機能活用地域 Coastal settlements and ecological functions	4,112.0	0.4	居住・放牧・空閑地・生態的諸機能活用地から分離された新規の土地利用区分	
地域社会による牧場地域 Community ranching areas	123,460.0	13.1	(主としてかつての「鳥獣管理地域」GCAから分離された)特定地域における地域社会による牧場のための新規の土地利用区分	放牧, 狩猟, 保全地域 Grazing, hunting and conservation
空閑地および生態的諸機能活用地 Open land uses and ecological function	77,101.0	8.2	旧区分の「空閑地および生態環境維持地域」の一部	空閑地および生態環境維持地域 Open lands and ecosystem maintenance
水資源地域 Water resources	63,172.0	6.7	大きな変化なし:「水資源地域」の一部は、「地域社会による保全地域」に含まれている	水資源地域 Water resources
地域社会による保全地域 Community conservation	53,464.0	5.7	かつての「鳥獣管理地域」GCAから分離・創設された「野生生物管理地域」WMAを中心とする新規の土地利用区分	保全地域 Conservation
保護地域(生物多様性の保全) Researved lands (Conservation of biodiversity)	281,357.0	29.7	大きな変化なし:野生動物移動用の回廊, 湿地帯, 水源地を含む	
合計 Total	945,087.0 ¹⁾	100.0		

(出所) National Land Use Planning Commission, Tanzania, 2013. National Land Use Framework Plan 2013-2033, Volume I, pp. 10, 43-44.

(注) アフリカ大陸内にあるタンザニア本土部分のみならず、インド洋上の島嶼部であるザンジバルも含んだタンザニア全土を対象としている。

の土地利用区分に基づく分類

		国土計画書 第3表での比較					
		C) 2012年 土地利用区分			D) 2002年 土地利用区分		
km ²	(%)	km ²	(%)	km ²	(%)	km ²	(%)
161,584.9	17.1	居住地および 農耕地域 Settlement and agriculture	203,250	21.5	都市居住地, 農耕および鉱山地域 Urban settlements, agriculture and mining	160,388	17.0
198,532.8	21.0	人口希薄な 居住地および 農耕地域 Scattered settlements and agriculture	172,583	18.3	人口希薄な村落居住地, 農耕および鉱山地域 Scattered village settle- ments, agriculture and mining	198,253	21.0
95,441.3	10.1	放牧地 Grazing	98,297	10.4	村落居住地, 放牧, 狩猟および 木材・非木材利用地域 Village settlements, grazing, hunting and non woody and product harvesting ²⁾	97,568	10.3
155,332.4	16.4	木材および非 木材利用地域 Woody and non woody harvesting	117,415	12.4	木材および非木材利用 地域 Woody and non woody production	154,181	16.3
63,334.1	6.7	水域 Water bodies	58,610	6.2	水資源利用地域 Water resource use	62,865	6.7
270,861.6	28.7	保全地域 (保護地域) Conservation (Protected areas)	294,932	31.2	保全地域 Conservation	271,832	28.7
945,087.0	100.0		945,087	100.0		945,087	100.0

1) 945,087.0と記されていたが、各分類の合計値は945,018.0となる。

2) 第3表には Village settlements, grazing, hunting and non woody and product harvesting と記載されていたが、woody product harvesting が抜けており、正しくは Village settlements, grazing, hunting and woody and non woody product harvesting となる。

利用区分を尊重して、自らの分野の活動を策定していくことが求められる。

次いで、土地利用に関する紛争の解決に資することである。タンザニアにおいて土地利用をめぐる最も一般的な紛争は、遊牧民と農耕民のあいだの諍いである。それ以外に、居住地の新設、都市域の拡大、鉱物資源の採掘が紛争の火種を提供し、森林、野生生物、水源の保護地が不明瞭な境界設定のために蚕食されている。県土計画の策定は、県当局に紛争解決の論拠を提供し、土地利用をめぐる紛争を対応可能な量に縮小することが期待されている。

そして、土壌劣化、過放牧、火入れ、生物多様性の減少、水資源の劣化等が問題として意識されているが、その規模について県当局はほとんど把握できておらず、県土計画を策定することによって、原因解明、救済策作成、持続的な利用に資することが企図されている。

さらに、投資用の土地の確保である。国内外の投資家に提供し得る土地を確保しておくことは県評議会の使命であり、県土計画によって利用度の低い土地を同定しておくことが可能となる。投資用地は、各村落評議会が管理する村落地ではなく、一般地として確保される可能性が高い (Locher and Sulle 2014, 572)。

一方、県と並んで土地利用計画策定の中心的な役割が期待されている村落に対しては、村地計画指針書で以下のように規定されている。村落行政を担っている村落評議会は、村落の最高議決機関である村落総会 (village assembly/*mkutano wa kijiji*) に村落土地利用計画 (以下、村地計画) を提起し、その承認を受け、実践する権限を、村落土地法12条および13条で付与されている。村地計画の目的は、土地利用者に最善の土地利用を促すことである。また、村地計画は、宅地、森林、放牧地、農耕地、水源涵養地、学校・診療所・家畜防疫施設などの公共利用の土地、村落の将来の拡大用地のような種々の利用目的のために土地を仕分けることを含む。村落評議会にとって、村地計画は村落の土地資源を適切に運営するための道具であり、村地計画は、当該村落で利用可能な土地資源の量、質ならびに潜在力について、村落評議会ならびに村落民一般に情報を提供するものでなければならない。また、村

地計画は、種々の利用と必要のために土地を割り当てる過程で、意思決定過程を明示する手助けとならねばならない。村落地に関するすべての決定は、村落評議会と村落総会で認識され承認されていなければならない (NLUPC 2006, ix)。

さて、村地計画指針書では、参加型農村評価手法 (PRA) を用いて、すべての利害関係者が参加して資源の賦存状況をまず確認し、次いで土地権の調停や上記のような村地計画の策定を行うことになっている。村地計画指針書ではこの過程があたかも和気あいあいと進められるかのように描写されているが、対立的な利害調整を必要とする事態も十分に想定され、融和的な状況ばかりとはとても思えない。そして、村地計画の策定にあたっては、上位組織である国全体の土地利用計画と整合的であること、そして県の土地利用計画担当官の指導を受けること (NLUPC 2013b, 10, 14) という上意下達的な規定が、足かせともなっている。その結果、慣用占有権証書の発行に先立つ作業である体系的な土地裁定の、さらに前段階に位置づけられる村地計画を策定した村落は、2010年6月段階で705村 (タンザニア本土全体で約1万1000村) にすぎず (Pedersen 2011, 2)、また2012年頃の数値と思われるが、タンザニア全土で約2500万筆と推定される地片のうち20万件弱にしか慣用占有権証書が発行されていなかった (Byamugisha 2013, 57-58)。

2. 翻弄される都市近郊地域

すでに述べてきたように、国土の70%を占める村落地については各村の村落評議会のもとで土地利用計画の作成と土地権の確定作業が行われることになっているが、その対象とならない地域が都市の市街地近郊に広がっている。タンザニアの独立後の人口センサスによれば、1967年に32であった都市数は2012年には600近くに増大し、人口も同時期に68万5092人から1270万1238人に急増して、総人口に占める都市人口の比率も5.7%から29.1%に急進しており (Wenban-Smith 2014, 5, 7)、すでに総人口の1/3近くが都市に居住してい

ることになる。このような都市化の進展は、タンザニア国内各地で多数の都市行政域が新設され、また既存の都市行政域が拡張されてきたことを意味している。

都市本体およびそれに併呑された近郊地域は、都市に適用される土地法と土地利用計画の対象地となる（McAuslan 2013, 181-186）。すなわち、村落で適用される慣用占有権ではなく、認可占有権（granted right of occupancy——植民地期のヨーロッパ人入植地に淵源を有する土地権概念）が適用される地域であり、また都市計画地（planning area）という土地利用計画の枠組が適用される。都市計画地に指定されるやいなや、当該地に対する既存の権利や土地利用が制限され（Rwegasira 2012, 77）、予定されている都市計画が優先されることとなる。筆者の調査地であるキリスィ（Kirisi）集落周辺地域も例外ではない¹⁰⁾。キリスィ集落は、北東部タンザニアのキリマンジャロ州ムワンガ県の県庁所在地であるムワンガ町の郊外に位置する。キリスィ集落が含まれるヴドイ（Vudoi）村区は、他の3村区とともにキルル・ルワミ（Kiruru Lwami）村を構成していたが、1990年代初期に北隣のムワンガ町の行政域が拡張され、キルル・ルワミ村の村域はすべて組み込まれてしまった。吸収合併後も、ムワンガ町から徒歩40分ほどにあるキリスィ集落の周辺では農牧地が広がる景観に変化はなく（図5-2）、乾季には筆者が観察を続けてきた灌漑作が実施されていた。すべての農牧地は、植民地期に草分けのクランの長老によって他クランの移入者にも割り当てられ、さらに父系で相続されてきた土地であり、土地の売買は皆無であった。1970年代のウジャマー政策期には、村内に綿の共同農場を設営したり、共同放牧を試みたりしたそうであるが、村落が土地を再分配することはなく、慣習的な土地権が継続していた¹¹⁾。

景観に顕著な変化がみられるようになったのは、キリスト教系の女子中学校が、学校建設用地として約400メートル四方の15ヘクタール強におよぶ範囲の多数の圃場群を買収した2006年以降である。2017年時点で、学校の敷地以外にも近隣の圃場が虫食い状に切り売りされて、瀟洒な民間住宅が建造され、住民全員がイスラーム教徒であるキリスィ集落の脇に養豚場も建設され

図5-2 キリスイ集落周辺の土地利用の変化 (A)



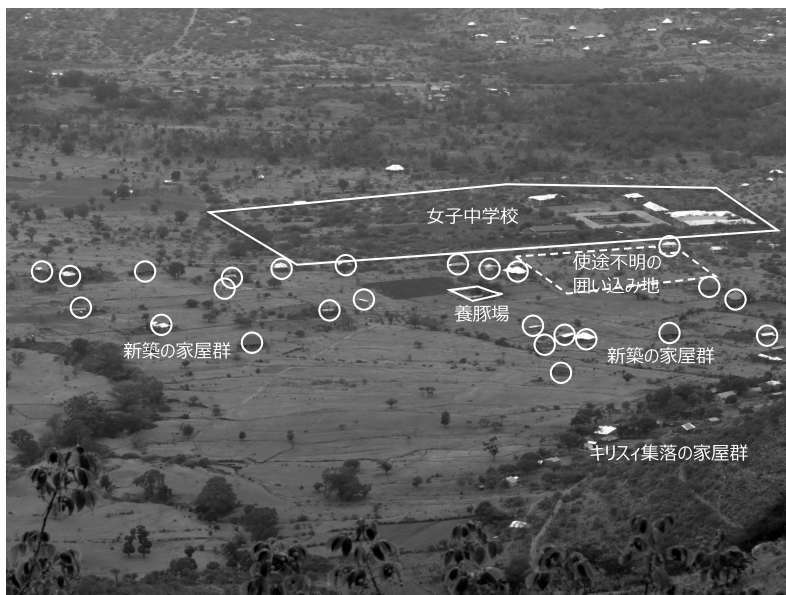
(出所) 筆者撮影 (2006年3月15日)。

(注) 女子中学校の建設がまさに始まろうとしている時期の写真である。資材保管小屋以外は一面の圃場であった。

ている。また、一定間隔で設置されたコンクリート柱で囲い込まれた3ヘクタール近い地所が存在するが、キリスイ集落住民はその用途を知らない(図5-3)。

キリスイ集落周辺のこのような景観の変化は、土地利用政策にかかわっている。キリスイ集落を含む旧キルル・ルワミ村はムワンガ町の行政域に組み込まれているがゆえに、いずれかの村落評議会による村地計画が適用される地域ではなく、ムワンガ県の県土計画下にあるムワンガ町の都市計画が適用される地域となっている。旧キルル・ルワミ村の全域がムワンガ町の都市計画地に指定されており、ムワンガ県土地局職員(ムワンガ町に配属されている職員を含む)が都市計画の見取り図を作成中である。担当職員からの聞きとり(2016年8月5日)によれば、旧キルル・ルワミ村の最南端のムタランガ

図5-3 キリスィ集落周辺の土地利用の変化 (B)



(出所) 筆者撮影 (2017年2月24日)。

(注) 原図に、女子中学校の敷地、用途不明の囲い込み地、養豚場、多数の新築の家屋 (小さな丸) を示した。

村区の都市計画図の作成は完了し、その北に位置するヴドイ村区部分を作成中である。ムタランガ村区の都市計画図を閲覧させてもらったが、住宅区画、商業区画、学校、警察派出所等が整然と書き込まれていた。この未来予想図と現行の土地権者との関係は説明を聞いても判然としなかったが、ムタランガ村区の住民はいずれ父祖伝来の土地において従来の農牧業を行えなくなることは、確かである。このような背景を知れば、キリスィ集落で宅地化が進んでいることは、まさにムワンガ町当局の希望する土地利用に合致した地目転換が始まっていることになろう。

ここで紹介したのは筆者の調査地の具体的な現況であるが、人口増加とくに都市人口の増加という情勢下で、同種の事態がタンザニアのあらゆる都市近郊の農耕・牧畜地ですでに発生しており、また今後多発する可能性が高い。

タンザニアの土地政策のうち、土地利用政策には上意下達的な印象を払拭しがたいと指摘したが、都市近郊地域はその最たる事例であろう。「計画立案担当者ほかの官僚が計画を作成し、民衆はその計画に従わされるという植民地期の権威主義的構造」(McAuslan 2013, 197)が、継続されている。

結語にかえて

慣習法を尊重した土地法改革を行ったというタンザニアに対する国際的な評価は、地域住民の既存の土地権を尊重して土地法令の整備がなされたと認識されていることを含意していよう。そのタンザニアにおいて、ほかのアフリカ諸国と変わらないランドGrabが起こるのはなぜかという疑問が解明されねばならない。慣習法が地域住民の土地権を保護し得るという前提はそもそも正しいのかが問われるべきであるが、本章では論点を半ば意図的に移行して、タンザニアの土地法改革が慣習法を尊重しているという認識に錯誤があることを明らかにした。すなわち、1970年代の社会主義政策推進期に村落政府が割り当てた土地の権利を追認するとともに、村落に土地の管理運営の権限を一元化しようとする土地法制改革であり、慣習法と一般的に考えられている土地権の存在形態と合致しない法整備であることを説明した。村落土地法は土地権の個別化を促進し、土地が容易に村外者に流出するような土地市場の成立に貢献している可能性が高い。そして、もし村落土地法が地域住民の土地権に対して保護的に働くとしても、その対象から外れる都市周辺農耕地域が存在することを、筆者の調査地の事例で紹介した。都市行政域の拡大は今後も継続する趨勢であり、タンザニアの各地で土地をめぐる軋轢が発生する可能性が高い。

このような土地法制の含意のもとで、土地市場が展開し土地移転が進行していくことは、むしろタンザニア政府が予期し期待するところではないだろうか。その論拠は、国土委による国土利用の長期計画策定ならびに、県およ

び村落の土地利用計画策定の指導である。国土委は、商業的な農耕・牧場地域を現在の人口希薄な居住・農耕・放牧・鉱山地域に展開することを意図しており、また投資用の土地を確保しておくことをめざしている。そのような背景のもとで、資金を有する村外者が村落地を入手することや、都市近郊の農耕地が宅地化することは、タンザニア政府の期待に合致する展開であるとみなせる。非合法のランドグラブの発生はさておき、合法的な土地収奪が発生する余地を現行法制は容認しており、タンザニア政府はむしろその余地を最大限に利用する土地政策の展開をめざしていると解釈することも可能である。地域住民の既存の土地権の保証ならびに土地利用の安定化よりも、いわゆる効率的な土地利用を指向する国家の意図が透けてみえる。

<謝辞>

本論文の資料収集にあたっては、日本学術振興会の科学研究費助成事業である「アフリカにおける地方経済活性化と資源保全に関する実証研究——タンザニアの事例——」（課題番号：25257107。研究代表：池野旬）で実施したタンザニア現地調査の機会を利用させていただいた。また、タンザニア現地調査時には、京都大学に留学して博士号を取得しているニンディ（S.J. Nindi）国土委員長官から興味深いお話を伺うことができた。記して、謝意を表したい。

[注] _____

- (1) customary land に一般的な訳語である「慣習地」を当てなかった理由は、本文で後述するごとく、いわゆる慣習法に基づいて占有・利用されている土地以外に、1970年代のウジャマー村政策期に村落政府によって割り当てられた土地が含まれているためである。
- (2) 村落土地法については、昨年度の中間報告（池野 2016a）でも利用した、Vedasto（2014, 177-274）に採録されている2010年修正法を典拠とした。
- (3) 北東部タンザニアのキリマンジャロ州ムワンガ県ムクー村で閲覧を許可された村落地証明書の原典による。
- (4) F.S. レリセ（Lerise 2005）は、北東部タンザニアの灌漑計画地域で、同一

地片に対して異なる人物がそれぞれ、植民地期に首長に認められた土地権、ウジャマー村政府の土地割当による土地権、さらに灌漑計画に伴う圃場区画の土地権を主張している事例を報告している。すでに村落土地法が発効している時期の事例であると思われるが、州や県の高級官僚、また彼らの下僚も、同法を根拠に一刀両断に裁定しようとはしていない。奇しくも同一地域を対象として、田中（2016）は女性の土地権の伸張という視点から、土地権の錯綜した状況を紹介している。田中の強調点とは一致しないが、土地権の名義変更がなされない事例が少なからず存在することと、同地においてかなりの貧富の差が存在することが印象的である。

- (5) customary right of occupancy を池野（2015）では「慣習占有権」と訳したが、池野（2016b）では「慣例占有権」と訳し直した。いわゆる慣習法に基づく土地権以外に、1970年代の集村化期に村落政府に割り当てられた土地に関する権利も含まれているというニュアンスを込めるためであるが、さらに「慣用占有権」のほうがふさわしい訳語と判断し、本章で採用した。
- (6) 1975年村落・ウジャマー村法10条では、村落評議会の構成員が互選で村落評議会議長と村落評議会書記を選出することになっている（Bugengo et al. 1976, Appendix B）。
- (7) 正確には以下のような経緯があった。1961年に英信託統治領から独立したタンガニーカはタンガニーカ・アフリカ人民族同盟（Tanganyika African National Union: TANU）が政権与党であり、1964年にザンジバルと合邦してタンザニア連合共和国になった後も、旧タンガニーカに相当するタンザニア本土ではTANUが、ザンジバルではアフロ・シラズィ党（Afro-Shirazi Party）が政権を担い続けた。両党は1977年に合併して、新規に革命党を結成した。1992年の複数政党制導入後、1995年、2000年、2005年、2010年、2015年に連合共和国大統領選挙と国会議員選挙が行われているが、いずれも革命党が勝利している。
- (8) 村落土地法30条4項a号には、慣用占有権の譲渡に関して、譲受者の専有面積が当該村落で規定した上限を超える場合には譲渡は認められないと記されており、面積の上限について具体的な数値は挙げられていない。一方、32条5項c号には、村落総会の承認と土地長官の助言のもとで、村落評議会は30ヘクタール（約75エーカー）以上の派生権（derivative right）を譲与できると記されている。この数値から判断すれば、慣用占有権についても30ヘクタール以上には規制がかかるのではないかと推察される。
- (9) 政府の試算では、1200筆を有する村落で体系的な土地裁定を経て慣用占有権証書を発行する場合に、1筆当たり1万6700シリング（2013年8月時点の為替レートで約1037円）の経費が必要である（NLUPC 2013b, 63）。申請者が2750シリングを負担したとしても、多額な行政費をどうてい賄いきれないこ

とになる。国家レベルでも多額の経費負担が土地権認定作業の進展を遅らせている一因となっている（Pedersen 2010）が、この点については本章では考察しない。

- (10) キリスィ集落の社会経済変容の詳細については、拙稿（池野 2010; 池野 2016a）を参照されたい。
- (11) キリスィ集落周辺の草分けクランの現在の長老であるオマリ（Hamisi Omari）氏と、1990年代初期にムワンガ町に吸収合併される直前までキルル・ルワミ村の村長を務めていたマリジャニ（Salim Marijani）氏からの聞きとり。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 池上甲一 2016. 「土地収奪と新植民地主義——なぜアフリカの土地はねらわれるのか——」 石川博樹・小松かおり・藤本武編『食と農のアフリカ史——現代の基層に迫る——』昭和堂 325-345.
- 池野旬 2010. 『アフリカ農村と貧困削減—タンザニア 開発と遭遇する地域—』京都大学学術出版会.
- 2015. 「タンザニアにおける土地政策の変遷——慣習的な土地権に着目して——」 武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所 121-145.
- 2016a. 「農村世帯の独立自営と協調行動——北部タンザニア都市近郊農村の水資源利用の軌跡から——」 高橋基樹・大山修一編『開発と共生のはざま——国家と市場の変動を生きる——』京都大学学術出版会 59-90.
- 2016b. 「タンザニアの『村落土地法』（抄訳）——customary という単語をめぐる試訳——」 武内進一編『冷戦後アフリカの土地政策——中間成果報告——』調査研究報告書 アジア経済研究所 131-162 (http://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2015/pdf/B101_ch04.pdf).
- 田中由美子 2016. 「『近代化』は女性の地位をどう変えたか——タンザニア農村のジェンダーと土地権をめぐる変遷——」 新評論.
- 安洋巳 1999. 「土地囲い込みとしての植林行動——タンザニア中央部集村の事例——」『アフリカ研究』（54） 3月 35-53.
- 吉田昌夫 1997. 『東アフリカ社会経済論』古今書院.
- 1999. 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター——タンザニアを中心に——」 池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所 3-58.

<外国語文献>

- * 略称：DSM = Dar es Salaam, DUP = Dar es Salaam University Press, NLUPC = National Land Use Planning Commission
- Alden Wily, Liz. 2013. "Enclosure Revisited: Putting the Global Rush in Historical Perspective." In *Handbook of Land and Water Grabs in Africa*, edited by Tony Allan, Martin Keulertz, Suvi Sojamo and Jeroen Warner. Abingdon: Routledge, 11-23.
- Bugengo, James, J.P.B. Mutangira and J.B.K. Rwelengera. 1976. *The Nyarubanja System and Ujamaa Village Development in West Lake Region*, Economic Research Bureau Paper 76.1. DSM: University of Dar es Salaam.
- Byamugisha, Frank F.K. 2013. *Securing Africa's Land for Shared Prosperity*. Washington, D.C.: World Bank.
- Finbo, Gamaliel Mgongo. 2004. *Land Law Reforms in Tanzania*. DSM: DUP.
- Fitzpatrick, Daniel. 2005. "'Best Practice' Options for Legal Recognition of Customary Tenure." *Development and Change* 36(3) May: 449-475.
- Havnevik, Kjell and Hanne Haaland. 2011. "Biofuel, Land and Environmental Issues: The Case of SEKAB's Biofuel Plants in Tanzania." In *Biofuels, Land Grabbing and Food Security in Africa*, edited by Prosper B. Matondi, Kjell Havnevik and Atakilte Beyene. London: Zed Books, 106-133.
- Knight, Rachael S. 2010. *Statutory Recognition of Customary Land Rights in Africa: An Investigation into Best Practices for Lawmaking and Implementation*, FAO Legislative Study 105. Rome: FAO.
- Land Matrix. *Global Observatory* (<http://www.landmatrix.org/en/get-the-detail/all/> 2017年1月12日アクセス).
- Lerise, Fred Simon. 2005. *Politics in Land and Water Management: Study in Kilimanjaro, Tanzania*. DSM: Mkuki na Nyota Publishers.
- Locher, Martina, and Emmanuel Sulle. 2014. "Challenges and Methodological Flaws in Reporting the Global Land Rush: Observations from Tanzania." *Journal of Peasant Studies* 41(4) June: 569-592.
- McAuslan, Patrick. 2013. *Land Law Reform in Eastern Africa: Traditional or Transformative?: A Critical Review of 50 Years of Land Law Reform in Eastern Africa 1961-2011*. Abingdon: Frank Cass.
- NLUPC (National Land Use Planning Commission), Tanzania. 1998. *Guidelines for Participatory Village Land Use Management in Tanzania*. DSM: NLUPC.
- . 2006. *Guidelines for Preparation of District Land Use Framework Plans in Tanzania*. DSM: NLUPC.

- 2013a. *National Land Use Framework Plan 2013–2033: Volume I*. DSM: NLUPC.
- 2013b. *Guidelines for Participatory Village Land Use Planning, Administration and Management in Tanzania*. DSM: NLUPC.
- Pedersen, R.H. 2010. *Tanzania's Land Law Reform; the Implementation Challenge*, DIIS Working Paper 2010:37. Copenhagen: Danish Institute for International Studies (DIIS).
- 2011. "The Forgotten Villages: Land Reform in Tanzania." *DIIS Policy Brief* (Oct. 2011). Copenhagen: Danish Institute for International Studies, 1–4.
- 2012. "Decoupled Implementation of New Wave Land Reforms: Decentralisation and Local Governance of Land in Tanzania." *Journal of Development Studies* 48(2) February: 268–281.
- Rwegasira, Abdon. 2012. *Land as a Human Right: A History of Land Law and Practice in Tanzania*. DSM: Mkuki na Nyota Publishers.
- Tanzania, United Republic of. 2014. *2012 Population and Housing Census: Basic Demographic and Socio-economic Profile: Key Findings* (http://nbs.go.tz/nbs/takwmu/census2012/Basic_Demographic_and_Socio-Economic_Profile_PopularVersion-KeyFindings_2012_PHC_EnglishVersion.pdf 2017年1月18日アクセス).
- Vedasto, Audax Kahendaguza. 2014. *Auda's Compilation of and Commentary on Selected Tanzania Statutes: Volume 1: The Land Act and 6 Other Land Statutes Incorporating Amendments up to October 31, 2014*. DSM: IDEA International Publishers.
- Wenban-Smith, H.B. 2014. *Population Growth, Internal Migration and Urbanisation in Tanzania, 1967–2012: A Census Based Regional Analysis*. International Growth Centre (<http://www.theigc.org/wp-content/uploads/2014/09/Wenban-Smith-2014-Working-Paper.pdf> 2017年1月18日アクセス).